

共 同 宣 言

陸上貨物運送業で働く人の安全と健康の確保をめざして

陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における荷役作業時の労働災害の多くは、荷主、配送先及び元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場構内で発生している。これら労働災害の発生には、荷主等が提供する荷の積卸し場所等作業環境の影響を受けることから、陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）による安全衛生対策のみでは、労働災害防止に十分な効果を期待できない状況にある。

そのため、陸運業の労働災害防止対策については、陸運事業者が荷主等の積極的な関与を得て、自主的な安全衛生活動の一層の推進を図るとともに、それぞれの関係者が連携して安全な作業環境の整備を促進することが必要である。よって、ここに、相模原地区の関係団体は、本地区における陸運業の労働災害撲滅を目的に下記のとおり宣言する。

記

- 1 荷主等と陸運事業者は、荷主等の構内における貨物自動車乗務員の安全確保や交通安全対策について、共同、協力して取り組むこととします。
- 2 陸運事業者は、経営トップ自らが安全衛生に関する基本方針を表明するとともに、安全衛生目標や重点実施事項を含めた年間の安全衛生活動計画を策定して、計画的に実施します。
- 3 荷主等は、貨物自動車乗務員が荷主等の構内において安全な作業を行えるよう、安全通路の確保、立入禁止箇所等危険場所に対する標識の設置、積荷上・荷台上等の高所で荷役作業を行うときには、作業床や安全帯使用設備の設置等、これらの安全対策の実施について可能な限り配慮することとします。
- 4 荷主等と陸運事業者は、構内の交通安全、荷役作業の安全及び適正な安全運行計画の実施に関して協議する「懇談会組織」を設置する又は荷主等が実施する「安全衛生協議会」に陸運事業者が参加できるよう努めます。
- 5 以上の取組みに臨時の庸車も適宜参加できるよう、注文者である陸運事業者の責任において、本共同宣言を関係者に周知・徹底します。

平成29年6月1日

（関係団体）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
神奈川支部相模原分会
分会長 西脇 大志

神奈川労務安全衛生協会相模原支部
支部長 馬上 敦

建設業労働災害防止協会神奈川支部
相模原分会
分会長 篠崎 栄治

日本ボイラ協会神奈川支部相模原地区会
地区会長 佐藤 祐

神奈川県社会保険労務士会相模原支部
支部長 工藤 加鶴美

相模原地域産業保健センター
センター長 竹村 克二

（立会人）

相模原労働基準監督署
署長 居川 政宣